

UAゼンセン

# ノテユニオンNEWS

号外

URL : <https://note-union.jp/>

No. 237 /ノテユニオンニュース

発行日 2024. 5. 23

発行責任者 佐藤 歓太

UAゼンセン ノテユニオン

住所: 〒062-0020

札幌市豊平区月寒中央通10丁目6-34

壺屋月寒ビル

TEL:011-859-1231 FAX:011-859-1232

E-mail: [noteunion@note.or.jp](mailto:noteunion@note.or.jp)

## 2024年労働条件改善交渉報告 前年以上の回答出る！

### 1. 第3回団体交渉

第3回労働条件改善交渉を開催しました。4月25日付の法人からの回答について、組合員からの意見集約をもとに団体交渉を行いました。

日時：2024年5月8日（水）19：00～19：30

場所：法人本部 3階

参加者：【組合】佐藤委員長・成田副委員長・松長副委員長  
品田副委員長・山崎書記長・伊藤副書記長（リモート）  
桐山副書記長  
【法人】皆川常務理事・野崎理事・荒木理事・大西理事  
松本部長

要求内容	組合から
賃金改定・一時金の要求について	給与水準の向上を目指すことを目標とするとしてももらったのはよかった。次回団体交渉で可能な限りの具体的な回答を頂きたい
公休数の統一について	法人も公休数の統一について業務の省力化によって活かしていきたい旨は理解をした。その上で具体的な計画を立て、労使で時間外労働時間数の実態を共有することで労使一体となってこの問題に取り組んでいきたい。
車両事故による損害の職員負担軽減について	職員負担の軽減が回答としてでなかったのはとても残念に思う。ドライブレコーダーについても早期につけるよう急いでほしい。
定年延長について	法人から前向きな回答が得られてよかった。働き手不足に対する大きな対策の一つにもなると思うので、ぜひ行ってほしい。

## 2. 第4回団体交渉

第4回労働条件交渉を開催しました。法人より、賃金改定・一時金についての回答がありました。

日時：2024年5月22日（水）19:00～19:30

場所：法人本部3階

参加者：【組合】佐藤委員長・成田副委員長・松長副委員長  
品田副委員長・山下副委員長・山崎書記長  
伊藤副書記長・野呂執行委員・勝見執行委員  
堀口執行委員・戸田執行委員・山下執行委員  
伊藤執行委員・櫻井執行委員・本間執行委員  
古川執行委員・森執行委員・村上執行委員  
中川原執行委員・尾久会計監査・渡部職場委員  
加藤職場委員・大久保職場委員・桜庭職場委員  
高野職場委員・小森職場委員  
[以下リモート]西畑執行委員・斎藤執行委員  
弘瀬執行委員

【法人】野崎理事・荒木理事・大西理事・松本部長

法人からの回答 賃金改定・一時金の要求について【法人：野崎理事】

前年度物価上昇に合わせて職員の処遇の改善を以下の表の通り実施したい。改善方法については処遇改善の具体的な制度設計に合わせて改めて提示する。

なお、今回の賃金改定は第一弾の処遇改善とし、第一四半期（4月～6月）の業績を踏まえたうえで、追加の処遇改善策について9月から改めて協議を開始したい。

### ◆賃金改定について

要 求	回 答
正職員 総合職・エリアA・エリアB 平均基本賃金 16,480円引き上げ	職員一人あたり平均、基本給の前年度比較4%相当の処遇改善の実施
契約職員 人事考課制度による昇給制度の新設 3%の引き上げ	職員一人あたり平均、日給・時給の前年度比較3.5%相当の処遇改善の実施
パート職員 人事考課制度による昇給制度の新設 時給80円の引き上げ	職員一人あたり平均、時給の前年度比較3.5%相当の処遇改善の実施
嘱託職員 契約による賃金の3%の引き上げ	職員一人あたり平均、基本給の前年度比較4%相当の処遇改善の実施

### ◆一時金について

夏期一時金について前年以上の支給とする。冬期一時金については業績に連動するものであることから、9月以降に再協議することとしたい。

要 求	回 答
正職員 総合職・日本医療大学病院正職員 夏期：2.5ヵ月 冬期：2.5ヵ月 年間：5.0ヵ月	夏期：2.0ヵ月 ※昨年夏期は1.8ヵ月
正職員 エリアA 夏期：1.875ヶ月 冬期：1.875ヶ月 年間：3.75ヶ月	夏期：1.5ヵ月 ※昨年夏期は1.35ヵ月
正職員 エリアB（全職種） 夏期：1.25ヶ月 冬期：1.25ヶ月 年間：2.5ヶ月	◆夏期：1.0ヵ月 ※昨年夏期は0.9ヵ月 ◆上記以外の職種 夏期：50,000円
契約職員（全職種） 年間 50,000円の支給	昨年冬期未支給者 24,000円 冬期については9月以降に再協議
パート職員 30時間未満契約 年間 30,000円の支給 20時間未満契約 年間 20,000円の支給	30時間未満契約 18,000円 20時間未満契約 12,000円 冬期については9月以降に再協議

夏期一時金について	
夏期一時金支給日	2024年6月10日（月）
基礎賃金算定月度	2024年6月度賃金（支給基準日）
算定基礎賃金項目	基準日に職員が受けている（基本給＋役職手当）×支給率×欠勤控除の額を基準とし支給する。 ※ただし、日本医療大学病院正職員については基本給とする。（各給与規程の記載の通り）

## 3. 今後の新規事業の見通し

法人からの回答 【法人：野崎理事】

◆令和7年4月開所予定：千葉県南船橋

特別養護老人ホーム（入所100床・短期入所20床）

小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護・訪問看護・居宅介護支援事業所  
就労継続支援A型

- ◆令和8年3月開所予定：北海道札幌市豊平区中の島  
特別養護老人ホーム（入所100床・短期入所20床）  
小規模多機能型居宅介護

## 4. 組合から

物価高騰を踏まえた賃金改定の回答を得られて、大変ありがたく思う。処遇改善の具体的な方法は今後検討していくとのことだったので、職種にかかわらず処遇が上がるよう、検討してもらいたい。一時金に関しても夏期のみでの回答ではあったものの、前年を上回る回答を得られた。冬期一時金や第2弾の処遇改善に向けては、冬期一時金等交渉時に再度要求をすることとしたい。

## 5. 次回団体交渉について

日時：2024年5月30日（木）19:00～  
場所：法人本部 3階  
内容：組合からの意見集約内容の説明について

2024年労働条件改善交渉に関して、皆様のご意見を下記までお願い致します。

F A X 011-859-1232 電話 011-859-1231  
電子メール [noteunion@note.or.jp](mailto:noteunion@note.or.jp)

事業所名	
------	--